

回 答 書

| 受付番号 | 回収年月日 | 回収場所 | 担当主管課 |
|--|------------------|-------|----------------------------|
| 第 38 号 | 平成 25 年 8 月 23 日 | 伊予市役所 | 産業建設部 都市整備課 産業建設部 農林水産課 |
| 題 目 (テーマ) : 公園設置について | | | |
| 提 案 内 容 (要 旨) | | | |
| <p>帰省した祭、遊べる公園が米湊にありません。池ばかりで小さい子供には大変危険です。小林池が現在、農業用として使われているかどうか分かりませんが、56号線から近く、公園にするには好立地だと思います。</p> <p>近くにはアパートなどもたくさん建っているようなので、ぜひ子供たちに安全に遊べる公園として再建してください。よろしくお願いします！！</p> | | | |
| 回 答 内 容 | | | |
| <p>この度「公園設置」につきましてのご提案に感謝申し上げます。</p> <p>「公園設置」につきましては、財源、土地の確保、設置基準、全市的なバランスを考えての設置計画など、様々な課題が多く、現時点では整備を行う事業がない状況でございます。</p> <p>もちろん、市として、子供たちや保護者の方々にとって、「公園設置」は重要なことであると認識しており、平成 25 年 8 月 9 日付けで市内全広報区長に新規整備要望を含む「公園・広場に関するアンケート」を依頼しているところでございます。</p> <p>このアンケート結果を基に、これからの当市における公園行政について検討を行うことといたしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>「小林池を公園に」につきましては、小林池の所有権は国と大字米湊であり、管理者は大字米湊となっておりますが、敷地は筆界未定地となっている実情にあります。現在の受益者は3人で、受益面積は約50aとなっており、受益者が一人でも存在すれば直ちに廃止することは困難であります。</p> <p>また、ため池は農業用施設としてだけでなく、多面的な機能を有しており、たとえば火災の際の防火用水の役割を果たしていることもあり、ため池の埋め立てに</p> | | | |

は周辺住民の同意と理解が必要となります。埋め立て後の利用目的が明確となり、地域の意向が統一できれば、本市としても検討をすすめていくことは当然でございます。

以上、回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。